

平成 26 年 11 月 22 日

公認心理師法案の廃案についての 三重県臨床心理士会としての考え方

三重県臨床心理士会 理事会

心理職の国家資格創設に向けてご尽力いただいていた関係の皆様、改めて深く感謝申し上げます。

第 186 回通常国会において上程され、第 187 回臨時国会で継続審議が行われてきた公認心理師法案は、大変残念ながら、11 月 21 日の衆議院の解散に伴い、廃案となることが決定いたしました。

この間に法案の修正に関する要望が複数府県の臨床心理士会等から出されてきました。心理職の国家資格化は当会といたしましても悲願であり、国民に資することのできる心理職の国家資格が創設されるように、関係各所への働きかけを行ってまいりました。そのため、諸団体の努力が実らず、この度の廃案という結果に終わりましたことを、誠に遺憾に感じております。

つきましては、臨床心理関連四団体（日本心理臨床学会、日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士養成大学院協議会）の執行部の皆様におかれましては、速やかに代表者で会合を開いていただき、今後についての対応をご検討いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

当会といたしましても、臨床心理士が培ってきた高度で、かつ社会的にも一定の評価を得ている水準を反映できるような資格の法制化に向け、今後も引き続き努力して参りたい所存です。

以上